

マージン率等の情報提供

株式会社プロゼ

対象期間 令和5年7月1日～令和6年6月30日

表記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当該事業所における昨年度の実績に就いて、情報提供いたします。

1 派遣労働者数	2名
2 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	1事業所
3 派遣労働に関する料金の平均額	22,020円
4 派遣労働者の賃金の額の平均額	13,670円
5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を 当該派遣料金で除して得た割合（マージン率）	37.9%

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生に係る費用が含まれています。

6 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

- ① 対象となる派遣労働者の範囲 長崎県内の派遣先でのシステム開発の業務に従事する従業員
- ② 労使協定の有効期限 令和6年4月1日～令和7年3月31日

7 教育訓練に関する事項

- ① 教育訓練の種類 技術研修（開発言語など）
- ② 対象者 派遣労働者
- ③ 実施人員 上記期間コロナ等の影響で実施できず。
- ④ 方法及び給与の支給 OFF-JT 有給
- ⑤ 実施主体 派遣元事業主
- ⑥ 実施期間 令和 年 月 日（）～日（）
令和 年 月 日（）～日（）
- ⑦ 派遣労働者の費用負担 無し